

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年8月12日
【四半期会計期間】	第49期第1四半期（自平成23年4月1日至平成23年6月30日）
【会社名】	ヒビノ株式会社
【英訳名】	Hibino Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 日比野 晃久
【本店の所在の場所】	東京都港区港南三丁目5番14号
【電話番号】	(03)3740-4391
【事務連絡者氏名】	ヒビノGMC経営企画本部長 大関 靖
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南三丁目5番14号
【電話番号】	(03)3740-4391
【事務連絡者氏名】	ヒビノGMC経営企画本部長 大関 靖
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第48期 第1四半期連結 累計期間	第49期 第1四半期連結 累計期間	第48期
会計期間	自平成22年4月1日 至平成22年6月30日	自平成23年4月1日 至平成23年6月30日	自平成22年4月1日 至平成23年3月31日
売上高(千円)	3,451,529	2,727,695	13,288,027
経常損失() (千円)	114,033	173,477	175,173
四半期(当期)純損失() (千円)	186,595	126,576	313,819
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	195,721	128,129	366,135
純資産額(千円)	4,471,195	3,913,598	4,121,664
総資産額(千円)	14,922,609	14,238,934	13,525,106
1株当たり四半期(当期)純損失 金額()(円)	35.81	25.41	60.95
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	29.7	27.3	30.3

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
3. 第48期第1四半期連結累計期間、第49期第1四半期連結累計期間及び第48期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。
4. 第48期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。
5. 税金費用の計算は、従来、四半期連結累計期間を含む連結会計年度の税金等調整前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税金等調整前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて算定しておりましたが、当第1四半期連結会計期間より、年度決算と同様の方法にて計算する方法に変更しております。これは、当第1四半期連結累計期間を含む連結会計年度より連結納税制度を適用することとなったことや、東日本大震災に端を発したコンサート・イベント業界への影響や節電・広告自粛の広がり等により業績の不透明感が拡大したことから、四半期連結会計期間の課税所得に対応する税金費用をより正確に反映させるために行ったものであり、当該会計方針の変更を反映した遡及修正後の数値を記載しております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

なお、文中における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(財務制限条項について)

貸出コミットメント契約の締結につきましては以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の請求に基づき、借入金を一括返済することがあり(複数ある場合は、条件の厳しい方を記載しております。)、当社グループの財政状態、経営成績及び信用に影響が及ぶ可能性があります。

各年度及び第2四半期の決算期末日において、貸借対照表(連結及び個別)における純資産の部の金額を、前年度決算期末日における純資産の部の合計額の80%以上に維持すること。

各年度及び第2四半期の決算期末日における、損益計算書(連結及び個別)の営業損益及び経常損益においてそれぞれ損失を計上しないこと。

なお、前連結会計年度において、一部金融機関との契約における財務制限条項に抵触いたしました。

ただし、該当金融機関から当該財務制限条項への抵触による期限の利益喪失請求は行わない旨の承諾を得ております。

(継続企業の前提に関する重要事象等)

当社グループは、前連結会計年度まで2期連続して、営業損失、経常損失及び当期純損失を計上しました。当第1四半期連結累計期間においても営業損失、経常損失及び四半期純損失を計上しました。そのため、引き続き、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

このような状況に対応するため、当社グループは、第52期を最終年度とする中期経営計画「Action 50」を策定し、基幹事業の経営基盤の強化を行い、確実に安定した成長軌道を確立し、収益力の強化を図ることにより、当該状況の改善を実現できると考えております。具体的な対応策については、「3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (6) 継続企業の前提に関する重要事象等を改善するための対応策」に記載のとおりであります。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1)業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、3月に発生した東日本大震災の影響により、生産・輸出、設備投資、個人消費等あらゆる経済活動が収縮し、景気は急速に落ち込みました。さらに、電力供給の制約や原子力災害等の問題に加え、デフレの影響や雇用情勢の悪化懸念が依然として残っており、先行きの不透明感が高まる状況となりました。

当社グループの属する業界も震災の影響は色濃く、特に音響・映像機器の販売市場においては、企業が不急の設備投資を避ける傾向が顕著に現れ、以前にも増して厳しい環境下で推移しております。一方、コンサート・イベント業界は震災直後に案件が軒並み中止ないし延期となったことで深刻な打撃を受けましたが、一部を除いて予想以上の早いペースで持ち直しに向かっております。

こうした状況を踏まえ、当社グループ（当社及び連結子会社6社）は、震災の影響を最小限にとどめ再び成長軌道へと戻すべく、音響機器販売事業及びコンサート・イベント事業の収益極大化並びに映像製品の開発・製造・販売事業の再興に取り組んでおります。

当第1四半期連結累計期間は、コンサート・イベント事業において、コンサート市場の立ち直りが早く、コンサート音響・映像ともに力強い回復を見せましたが、音響機器販売事業及び映像製品の開発・製造・販売事業は民間設備投資の停滞等により低調に推移しました。この状況を考慮し、利益体質を強化することを最優先として、経費削減、営業形態の見直し、組織改革等さらなる経営の効率化を進めました。

これらの結果、売上高2,727百万円（前年同期比21.0%減）、営業損失146百万円（前年同期は営業損失81百万円）、経常損失173百万円（前年同期は経常損失114百万円）、四半期純損失126百万円（前年同期は四半期純損失186百万円）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

[音響機器販売事業]

音響機器販売事業は、定番商品の需要が一時的に落ち込んだり大型案件が減少したりしたため、売上高は前年同期を下回りましたが、当第1四半期後半より徐々に上向いて推移しております。

これらの結果、音響機器販売事業の売上高は983百万円（前年同期比28.5%減）となりました。

[映像製品の開発・製造・販売事業]

映像製品の開発・製造・販売事業は、長引く屋外広告市場の低迷に加え、広告自粛の広がりや電力安定供給への懸念、設備投資意欲の減退等の理由から、厳しい状況が続いております。大型ビジョンの初期投資の重さがネックとなって販売に至らなかった課題への対応策として、今年度より長期レンタル業務を開始し、初期投資を抑えながら容易に大型ビジョンを導入できる環境を整えることで、確実に存在するリニューアル需要の掘り起こしを図っております。

これらの結果、映像製品の開発・製造・販売事業の売上高は99百万円（前年同期比59.5%減）となりました。

[コンサート・イベント事業]

コンサート・イベント事業は、震災発生直後に多くのコンサートやイベントの受注案件が延期・中止となり当第1四半期にも影響が残りましたが、コンサートについては復興機運の高まりとともに早い段階から再開され、例年と同等の受注水準にまで回復しました。また、4月に開催された上海モーターショー案件の獲得により、国内での落ち込み分をリカバリーすることができました。一方、企業の販促イベントや展示会等の案件は、未だ震災の影響が大きく回復が遅れております。また、原発問題が未だ収束の気配を見せておらず、日本を敬遠する動きや度重なる余震も足かせとなり、コンベンションや医学関連学会等の案件も思わしくない結果となりました。

これらの結果、コンサート・イベント事業の売上高は1,644百万円（前年同期比8.2%減）となりました。

[その他の事業]

その他の事業の売上高は、ありませんでした。（前年同期は売上高37百万円）

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の資産合計は14,238百万円となり、前連結会計年度末と比べて713百万円増加しました。これは現金及び預金が増加したことが主な要因であります。

負債合計は10,325百万円となり、前連結会計年度末と比べて921百万円増加しました。これは短期借入金が増加したことが主な要因であります。

純資産合計は3,913百万円となり、前連結会計年度末と比べて208百万円減少しました。これは利益剰余金が減少したことが主な要因であります。

(3) 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用に伴う遡及修正

税金費用の計算は、従来、四半期連結累計期間を含む連結会計年度の税金等調整前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税金等調整前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて算定しておりましたが、当第1四半期連結会計期間より、年度決算と同様の方法にて計算する方法に変更しております。

これは、当第1四半期連結累計期間を含む連結会計年度より連結納税制度を適用することとなったことや、東日本大震災に端を発したコンサート・イベント業界への影響や節電・広告自粛の広がり等により業績の不透明感が拡大したことから、四半期連結会計期間の課税所得に対応する税金費用をより正確に反映させるために行ったものであります。

当該会計方針の変更は遡及適用され、前年四半期については遡及適用後の四半期連結財務諸表となっております。

この結果、遡及適用を行う前と比較した、前第1四半期連結累計期間の四半期純損失に与える影響は軽微であります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

会社の支配に関する基本方針

基本方針の内容

当社は、「創造と革新」を経営理念に掲げ、音と映像の事業を基軸としたプロ用AV&ITのトータル・ソリューション企業として、各事業部門間及び子会社との相乗効果を高めるとともに、時代の変化を先取りして創造性を最大限に発揮できる体制を企業グループ全体で共有しながら、日々の改善・改革を実行し、事業の継続的な発展により、企業価値の最大化を目指してまいります。

当社は、顧客のニーズに、長年の実績により積み上げてきたノウハウや技術力に裏打ちされた、信頼性の高い、安全で高品質の製品・商品・サービスを適正な価格で提供してまいります。

事業を拡大していくことで株主の皆様をはじめとしたすべてのステークホルダー（利害関係者）に満足していただくことが最善であるとの考えから、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けて法令等を遵守しながら利潤を追求してまいります。社会への貢献や環境への配慮も重要なファクターと考えております。

当社では、以上の経営方針を支持する者が「会社の財務及び事業の方針を決定する者」であることが望ましいと考えております。

基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は上記の方針を実現するため、企業グループとして、組織体制の見直しや施策の実施等に加え積極的なIR活動と適時適切な情報開示を行うことで、透明性の確保された質の高い企業グループ体制を構築することを目指し、平成22年3月期より中期経営計画「Action 50」に着手しております。

不適切な支配の防止のための取組み

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。従いまして、当社取締役会としては、株主の皆様の判断のために、大規模買付行為に関する情報が、大規模買付者から提供された後、これを評価・検討し、取締役会としての意見を取りまとめて開示します。また、必要に応じて、大規模買付者と交渉したり、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

上記の方針により、安定的かつ持続的な企業価値の向上を目指す当社の経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、並びに顧客・従業員及び取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠です。これらに関する十分な理解がなくては、株主の皆様が将来実現することのできる企業価値を適正に判断することはできません。当社は、当社株式の適正な価値を株主の皆様や投資家の皆様にご理解いただくようなIR活動を目指しておりますものの、突然大規模買付行為がなされたときに、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式をそのまま継続的に保有することを考える株主の皆様にとっても、大規模買付行為が当社に与える影響や、当社の従業員、関係会社、顧客及び取引先等のステークホルダーとの関係についての方針を含む、大規模買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料であります。同様に、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのかも、当社株主の皆様にとっては重要な判断材料となると考えます。

これらを考慮し、当社取締役会は、大規模買付行為に際しては、大規模買付者から事前に、株主の皆様の判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供されるべきである、という結論に至りました。当社取締役会は、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見の検討を速やかに開始し、独立の外部専門家等の助言を受けながら慎重に検討したうえで意見を形成し公表いたします。さらに、必要と認めれば、大規模買付者の提案の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、当社株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と(代替案が提示された場合には)その代替案を検討することが可能となり、最終的な応否を適切に決定する機会を与えられることとなります。

このようなルールの設定については、裁判所においても「経営支配権を争う敵対的買収者が現れた場合において、取締役会において、当該敵対的買収者に対し事業計画の提案と検討期間の設定を求め、当該買収者と協議してその事業計画の検討を行い、取締役会としての意見を表明するとともに、株主に対し代替案を提示することは、提出を求める資料の内容と検討期間が合理的なものである限り、取締役会にとってその権限を濫用するものとはいえない。」と判示され、その正当性が是認されているところです(東京地方裁判所平成17年7月29日決定)。

そこで、当社取締役会は、大規模買付行為が、上記の見解を具体化した一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益(以下、単に「株主共同の利益」といいます。)に合致すると考え、以下の内容の事前の情報提供に関する一定のルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)を設定することといたしました。

なお、大規模買付ルールの具体的な内容につきましては、後記「大規模買付ルールの具体的な内容」のとおりであります。

上記の取組みについての基本方針等との整合性に係る取締役会の判断

- イ. 当社取締役会は、上記の取組みが上記の基本方針に沿って策定され、また大規模買付行為が一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための取組みであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではないと考えます。
- ロ. 取締役会は、大規模買付行為に係る対応方針を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がされることを防止するため、特別委員会規程を採択するとともに、特別委員会を設置し、大規模買付行為に対する対抗措置をとる場合には特別委員会の勧告を最大限尊重することとしており、取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

大規模買付ルールの具体的な内容

当社は、平成18年5月29日開催の取締役会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的として、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)に対する対応方針(以下「本対応方針」といいます。)を決議し、同日より発効いたしました。

(注1) 特定株主グループとは、

(a) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）

または、

(b) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

(注2) 議決権割合とは、

(a) 特定株主グループが、(注1)(a)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）

または、

(b) 特定株主グループが、(注1)(b)記載の場合は、当該買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、株主名簿のほか、有価証券報告書、各四半期報告書、臨時報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたもの並びに大量保有報告書を参照することができるものとします。

(注3) 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

[大規模買付行為への対応方針]

1. 大規模買付ルールの内容

当社取締役会は、大規模買付行為に際しては、()事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、()当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、という以下に掲げる大規模買付ルールを設定しました。

意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただきます。

必要情報の提供

大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「必要情報」といいます。）を提供していただきます。必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。なお、当社は、前記 に定める意向表明書受領後20営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。

- (a) 大規模買付者及びそのグループの概要（大規模買付者の事業内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- (b) 大規模買付行為の目的及び内容
- (c) 当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け
- (d) 当社の経営に参画した後に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下「買付後経営方針等」といいます。）
- (e) 当社及び当社グループの役員、従業員、取引先、顧客、地域社会その他利害関係者と当社及び当社グループとの関係について、当社の経営に参画した後に予定する変更の有無及びその内容
- (f) 前記(d)及び(e)が、当社及び当社グループの企業価値を安定的かつ持続的に向上させることの根拠

必要情報の追加提供

当社取締役会は、必要情報の提供を受けた場合には、提供された必要情報の検討を開始します。
この場合において、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められるときは当社取締役会は、大規模買付者に対して必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。
なお、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された必要情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

取締役会評価期間

前記 及び により必要情報の提供を受けた場合には、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了した後、90日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）または120日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。
従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

取締役会意見の公表または代替案の提示

取締役会評価期間中、当社取締役会は独立の外部専門家等の助言を受けながら、提供された必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

2. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

原則的な取扱い

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

例外的な取扱い

大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が明らかに濫用目的によるものと認められ、その結果として会社に回復し難い損害をもたらすなど、株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、取締役の善管注意義務に基づき、例外的に新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとることがあります。

当該大規模買付行為が株主共同の利益を著しく損なうか否かの検討及び判断については、その判断の客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する買付後経営方針等を含む必要情報に基づいて、外部専門家等の助言を得ながら当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や、当該大規模買付行為が株主共同の利益に与える影響を検討し、後述する特別委員会の勧告を経た上で決定することとします。

なお、当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

3. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

なお、当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

4．特別委員会の設置

当社取締役会は、本対応方針を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するため特別委員会規程を採択するとともに、特別委員会を設置することを決議しました。特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役ならびに社外有識者（注）の中から選任します。

本対応方針においては、前記2．大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません、前記3．大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、対抗措置をとる場合があります、という形で対抗措置発動にかかる客観的な要件を設定しておりますが、前記2．に記載のとおり例外的に対抗措置をとる場合、ならびに前記3．に記載のとおり対抗措置をとる場合など、本対応方針にかかる重要な判断に際しては、原則として特別委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。

（注）社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者をいいます。

5．本対応方針の継続及び廃止

本対応方針については、毎年の当社定時株主総会終了後、最初に開催される当社取締役会において、本対応方針の継続または廃止の決定を行います。

なお、当社取締役会が、本対応方針の継続または廃止の決定を行った場合には、その概要を速やかに株主及び投資家の皆様へ開示します。

本対応方針の詳細内容につきましては、以下の資料（当社ホームページ）をご参照ください。

当社ホームページ <http://www.hibino.co.jp/>

平成18年5月29日付 プレスリリース

「大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）に関するお知らせ」

平成18年6月29日付 プレスリリース

「大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続及び特別委員会の委員の異動について」

平成19年6月27日付 プレスリリース

「大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続について」

平成20年6月24日付 プレスリリース

「大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続について」

平成21年6月23日付 プレスリリース

「大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続について」

平成22年6月25日付 プレスリリース

「大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続及び特別委員会の委員の異動について」

平成23年6月24日付 プレスリリース

「大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続について」

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、7百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(6) 継続企業の前提に関する重要事象等を改善するための対応策

「第2 事業の概況 1. 事業等のリスク（継続企業の前提に関する重要事象等）」に記載したとおり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況が存在していますが、それに関する対応策として、第52期を最終年度とする中期経営計画「Action 50」を策定しており、その基本方針は以下の通りであります。

音と映像の既存事業の強化とともに、ものづくり事業の強化

世界4極体制の構築に向け、グローバル展開の強化

M&A等による各事業のシェアアップ

高付加価値事業の確立に向け、新規事業の開発

以上の方針のもと、直近の重点施策として、市場環境の厳しい映像製品の開発・製造・販売事業の構造改革に着手しております。

組織をスリム化し経営効率の改善を図る

外部アライアンスの強化により、ものづくり体制を構築する

常設設備向けに長期レンタル販売の導入により売上改善を図る

適正な在庫水準へ是正する

これらの施策を実施することにより、損益状況の改善を達成できると判断しております。

以上のことから、継続事業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しており、四半期連結財務諸表に注記はしていません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	17,000,000
計	17,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成23年8月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	5,547,840	5,547,840	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	(注)
計	5,547,840	5,547,840	-	-

(注) 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式。なお、単元株式数は100株であります。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成23年4月1日～ 平成23年6月30日	-	5,547,840	-	1,721,487	-	2,074,601

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 561,800	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,984,900	49,849	同上
単元未満株式	普通株式 1,140	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	5,547,840	-	-
総株主の議決権	-	49,849	-

【自己株式等】

平成23年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
ヒビノ株式会社	東京都港区港南 三丁目5番14号	561,800		561,800	10.12
計	-	561,800		561,800	10.12

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,601,056	2,248,463
受取手形及び売掛金	2,222,445	2,076,858
商品及び製品	1,921,634	1,942,799
仕掛品	273,443	319,959
原材料及び貯蔵品	836,544	845,158
その他	423,714	540,126
貸倒引当金	28,421	30,125
流動資産合計	7,250,418	7,943,241
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	1,260,535	1,260,826
減価償却累計額	712,769	724,992
建物及び構築物(純額)	547,765	535,833
機械装置及び運搬具	5,594,870	5,596,885
減価償却累計額	4,460,266	4,525,641
機械装置及び運搬具(純額)	1,134,603	1,071,244
工具、器具及び備品	864,311	871,363
減価償却累計額	553,102	573,680
工具、器具及び備品(純額)	311,208	297,683
リース資産	1,942,062	2,033,068
減価償却累計額	735,713	831,597
リース資産(純額)	1,206,348	1,201,471
その他	686,265	774,088
有形固定資産合計	3,886,191	3,880,320
無形固定資産		
のれん	83,034	72,343
その他	107,587	100,832
無形固定資産合計	190,622	173,175
投資その他の資産		
その他	2,476,186	2,520,195
貸倒引当金	278,311	277,998
投資その他の資産合計	2,197,874	2,242,196
固定資産合計	6,274,688	6,295,692
資産合計	13,525,106	14,238,934

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	473,388	605,616
短期借入金	1,911,432	3,006,148
1年内償還予定の社債	20,000	20,000
1年内返済予定の長期借入金	1,192,124	1,226,124
リース債務	379,566	396,385
未払法人税等	101,705	9,485
賞与引当金	210,459	168,895
その他	746,632	815,799
流動負債合計	5,035,307	6,248,454
固定負債		
社債	10,000	10,000
長期借入金	2,561,072	2,277,111
リース債務	974,012	955,367
退職給付引当金	748,629	759,944
資産除去債務	13,388	13,425
その他	61,031	61,031
固定負債合計	4,368,135	4,076,881
負債合計	9,403,442	10,325,335
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,721,487	1,721,487
資本剰余金	2,074,601	2,074,601
利益剰余金	771,593	570,226
自己株式	345,876	351,023
株主資本合計	4,221,804	4,015,292
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	4,547	5,166
繰延ヘッジ損益	1,039	295
為替換算調整勘定	135,415	135,808
その他の包括利益累計額合計	129,827	130,346
少数株主持分	29,686	28,653
純資産合計	4,121,664	3,913,598
負債純資産合計	13,525,106	14,238,934

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
売上高	3,451,529	2,727,695
売上原価	2,385,190	1,790,678
売上総利益	1,066,339	937,017
販売費及び一般管理費	1,147,421	1,083,304
営業損失()	81,082	146,286
営業外収益		
受取利息	48	325
受取配当金	1,497	1,392
為替差益	-	7,041
その他	11,291	5,621
営業外収益合計	12,837	14,381
営業外費用		
支払利息	26,157	32,255
持分法による投資損失	-	6,467
為替差損	14,979	-
その他	4,651	2,849
営業外費用合計	45,788	41,572
経常損失()	114,033	173,477
特別利益		
固定資産売却益	-	1,711
貸倒引当金戻入額	7,676	-
特別利益合計	7,676	1,711
特別損失		
固定資産売却損	531	391
固定資産除却損	17,292	2,237
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	5,863	-
ゴルフ会員権評価損	-	11,174
その他	11,317	1,390
特別損失合計	35,006	15,193
税金等調整前四半期純損失()	141,363	186,959
法人税等	53,171	58,527
少数株主損益調整前四半期純損失()	194,535	128,431
少数株主損失()	7,939	1,854
四半期純損失()	186,595	126,576

【四半期連結包括利益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純損失()	194,535	128,431
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	2,885	555
繰延ヘッジ損益	384	743
為替換算調整勘定	2,083	427
持分法適用会社に対する持分相当額	-	62
その他の包括利益合計	1,186	302
四半期包括利益	195,721	128,129
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	188,221	127,095
少数株主に係る四半期包括利益	7,499	1,033

【会計方針の変更等】

当第1四半期連結累計期間
(自平成23年4月1日
至平成23年6月30日)

(税金費用の計算方法の変更)

税金費用の計算は、従来、四半期連結累計期間を含む連結会計年度の税金等調整前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税金等調整前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて算定しておりましたが、当第1四半期連結会計期間より、年度決算と同様の方法にて計算する方法に変更しております。

これは、当第1四半期連結累計期間を含む連結会計年度より連結納税制度を適用することとなったことや、東日本大震災に端を発したコンサート・イベント業界への影響や節電・広告自粛の広がり等により業績の不透明感が拡大したことから、四半期連結会計期間の課税所得に対応する税金費用をより正確に反映させるために行ったものであります。

当該会計方針の変更は遡及適用され、前年四半期については遡及適用後の四半期連結財務諸表となっております。

この結果、遡及適用を行う前と比較した、前第1四半期連結累計期間の四半期純損失に与える影響は軽微であります。

なお、1株当たり情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間
(自平成23年4月1日
至平成23年6月30日)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(連結納税制度の適用)

当第1四半期連結累計期間より、連結納税制度を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)												
<p>1 貸出コミットメント</p> <p>当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">貸出コミットメントの総額</td> <td style="text-align: right;">2,000,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">1,500,000千円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right;">500,000千円</td> </tr> </table> <p>なお、貸出コミットメント契約の締結につきましては以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の請求に基づき、借入金を一括返済することがあります。(複数ある場合は、条件の厳しい方を記載しております。)</p> <p>各年度及び第2四半期の決算期末日において、貸借対照表(連結及び個別)における純資産の部の金額を、前年度決算期末日における純資産の部の合計額の80%以上に維持すること。</p> <p>各年度及び第2四半期の決算期末日における、損益計算書(連結及び個別)の営業損益及び経常損益においてそれぞれ損失を計上しないこと。</p> <p>なお、当連結会計年度において、一部金融機関との契約における財務制限条項に抵触いたしました。</p> <p>ただし、該当金融機関から当該財務制限条項への抵触による期限の利益喪失請求は行わない旨の承諾を得ております。</p>	貸出コミットメントの総額	2,000,000千円	借入実行残高	1,500,000千円	差引額	500,000千円	<p>1 貸出コミットメント</p> <p>当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく当第1四半期連結会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">貸出コミットメントの総額</td> <td style="text-align: right;">2,000,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">1,550,000千円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right;">450,000千円</td> </tr> </table> <p>なお、貸出コミットメント契約の締結につきましては以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の請求に基づき、借入金を一括返済することがあります。(複数ある場合は、条件の厳しい方を記載しております。)</p> <p>各年度及び第2四半期の決算期末日において、貸借対照表(連結及び個別)における純資産の部の金額を、前年度決算期末日における純資産の部の合計額の80%以上に維持すること。</p> <p>各年度及び第2四半期の決算期末日における、損益計算書(連結及び個別)の営業損益及び経常損益においてそれぞれ損失を計上しないこと。</p> <p>なお、前連結会計年度において、一部金融機関との契約における財務制限条項に抵触いたしました。</p> <p>ただし、該当金融機関から当該財務制限条項への抵触による期限の利益喪失請求は行わない旨の承諾を得ております。</p>	貸出コミットメントの総額	2,000,000千円	借入実行残高	1,550,000千円	差引額	450,000千円
貸出コミットメントの総額	2,000,000千円												
借入実行残高	1,500,000千円												
差引額	500,000千円												
貸出コミットメントの総額	2,000,000千円												
借入実行残高	1,550,000千円												
差引額	450,000千円												

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び前第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
減価償却費	231,490千円
のれんの償却額	10,691千円
	244,985千円
	10,691千円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年5月21日 取締役会	普通株式	26,052	5.00	平成22年3月31日	平成22年6月28日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年5月24日 取締役会	普通株式	74,789	15.00	平成23年3月31日	平成23年6月27日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				合計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	音響機器 販売事業	映像製品の 開発・製造 ・販売事業	コンサート ・イベント 事業	その他の 事業			
売上高							
外部顧客への売上高	1,376,711	246,394	1,791,251	37,172	3,451,529	-	3,451,529
セグメント間の内部 売上高又は振替高	3,819	46,893	7,874	-	58,587	58,587	-
計	1,380,530	293,288	1,799,126	37,172	3,510,117	58,587	3,451,529
セグメント利益又は 損失()	51,804	148,407	161,658	51,758	13,297	94,379	81,082

(注)1. セグメント利益又は損失()の調整額 94,379千円には、セグメント間取引消去2,430千円、各報告セグメントに配分していない全社費用 96,809千円が含まれております。全社費用は、主に当社の総務・経理部門等の管理部門に係る費用であります。

2. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				合計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	音響機器 販売事業	映像製品の 開発・製造 ・販売事業	コンサート ・イベント 事業	その他の 事業			
売上高							
外部顧客への売上高	983,794	99,861	1,644,039	-	2,727,695	-	2,727,695
セグメント間の内部 売上高又は振替高	17,133	3,408	8,477	-	29,019	29,019	-
計	1,000,928	103,270	1,652,517	-	2,756,715	29,019	2,727,695
セグメント利益又は 損失()	93,232	102,635	134,361	5,364	66,869	79,416	146,286

(注)1. セグメント利益又は損失()の調整額 79,416千円には、セグメント間取引消去41,929千円、各報告セグメントに配分していない全社費用 121,346千円が含まれております。全社費用は、主に当社の総務・経理部門等の管理部門に係る費用であります。

2. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額	35円81銭	25円41銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額(千円)	186,595	126,576
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失金額(千円)	186,595	126,576
普通株式の期中平均株式数(千株)	5,210	4,982
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

2. 「会計方針の変更等」に記載のとおり、当第1四半期連結累計期間における会計方針の変更は遡及適用され、前第1四半期連結累計期間については遡及適用後の四半期連結財務諸表となっております。

この結果、遡及適用を行う前と比較した、前第1四半期連結累計期間の1株当たり四半期純損失に与える影響は1円42銭であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成23年5月24日開催の取締役会において、次のとおり剰余金の配当を行うことを決議いたしました。

(イ) 配当金の総額.....74,789千円

(ロ) 1株当たりの金額.....15円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成23年6月27日

(注) 平成23年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 8月10日

ヒビノ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任
社員
業務執行社員 公認会計士 水上 亮比呂 印

指定有限責任
社員
業務執行社員 公認会計士 石上 卓哉 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているヒビノ株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手段その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ヒビノ株式会社及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しています。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。